

違反簡易広告物の 除却活動員を募集!

まちの景観を乱している、道路上にあふれる違反簡易広告物は法的な権限なしでは除却できません。

そこで一宮市では、違反簡易広告物を市民の皆さんが撤去できる制度（一宮市違反簡易広告物除却活動員制度）を設けています。

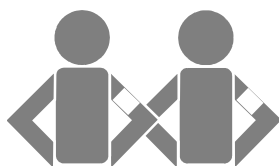
まちの景観や道路上の安全のため、地域の皆さんと一緒に、違反簡易広告物の除却活動を行いませんか？

◎ 除却活動員の要件



- ・市内在住又は在勤・在学の18歳以上の方
- ・3名以上で構成する団体で、認定期間は1年（更新あり）
- ・本市が行う講習会を受講が必要

◎ 活動について



- ・必ず2人以上で、本市が交付する身分証明書を携帯し、腕章を着用して活動（無償のボランティア活動）
- ・代表者は、6月、9月、12月、3月に活動報告を提出
- ・活動に必要な道具（軍手、スクレーパーなど）は市が支給
- ・活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入（費用は市が負担）

◎ 除却できる違反簡易広告物

道路上の工作物などに掲出されており、管理されず放置されている貼紙
・貼札等・広告旗・立看板等



◎ 申請方法

電子申請により申請してください。

(<https://logoform.jp/form/Z3LR/512388>)



↑ 申請フォームの二次元コード

